

周防大島町空き家・空き地バンク実施要綱

令和6年3月29日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町内に存在する空き家・空き地の情報を町内外に発信することにより、空き家・空き地の有効活用を促し、移住定住の促進及び地域の活性化を図るとともに、管理不全な空き家・空き地の発生を未然に防止するため、周防大島町空き家・空き地バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する建物で、居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていないもの（近く居住しなくなる予定の物を含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 空き地 町内に存在し、個人又は法人が居住を目的とした建築物又は定住の促進に寄与する施設（店舗及び飲食店等）を建築することができ、現に使用していない（近日中に使用しなくなる予定の物も含む。）土地をいう。
- (3) 所有者等 空き家又は空き地（以下「空家等」という。）に係る所有権を有し賃貸若しくは売却を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を町長が必要と認める範囲で公開し、利用を希望する者に対し紹介する制度をいう。
- (5) 暴力団 周防大島町暴力団排除条例（平成23年周防大島町条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク制度以外の不動産取引を規制するものではない。

(暴力団等の排除)

第4条 町長は、所有者等又は利用希望者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）である場合、空き家・空き地バンク制度の登録及び利用はさせないものとする。

（空き家等の登録等）

第5条 空き家・空き地バンクに空き家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 登録申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、当該空き家等について権利を有する者がほかにあるときは、その全ての者から空き家・空き地バンク登録についての同意を得なければならない。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家等を空き家・空き地バンク登録物件台帳（以下「物件台帳」という。）に登録し、空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項に定める審査又は登録物件の案内等に必要な場合は、登録申請者より空き家の鍵を預かることができる。この場合において、町長は、空き家・空き地バンク鍵預り証（様式第3号）を登録申請者に発行するものとする。

5 町長は、第3項の規定により物件台帳に登録したときは、登録した空き家等（以下「登録物件」という。）に関する情報をホームページ等において公表するものとする。

（登録の取消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、空き家・空き地バンク登録抹消通知書（様式第4号の1）により前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）に通知するものとする。

(1) 空き家・空き地バンク登録抹消届出書（様式第4号の2）の届出があったとき。

(2) 登録物件に係る所有権その他の利権に移動があったとき。

(3) 登録物件の売却の契約が成立したとき。

- (4) 登録から3年を経過したとき。
- (5) 登録事項に虚偽があったとき。
- (6) 物件登録者が暴力団員等であると分かったとき。
- (7) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 物件登録者は前項第4号の規定により登録を抹消された物件について、改めて空き家・空き地バンクの登録の申込みを行うことができる。

(利用者登録)

第7条 空き家・空き地バンク制度を利用し、空き家等の紹介を受けようとする者（以下「利用登録者」という。）は、空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用者登録の申込みがあったときは、その内容及び定住又は定期的な滞在の意志、地域の活性化に寄与する意欲があることを確認の上、適当であると認めたときは、空き家・空き地バンク利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク利用者登録完了通知書（様式第6号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

(利用者登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定に基づき登録した事項について変更があったときは、当該利用登録者は空き家・空き地バンク利用者登録事項変更届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当利用登録者の登録を利用者台帳から抹消するものとする。

- (1) 空き家・空き地バンク利用者登録抹消届出書（様式第8号）の届出があったとき。
- (2) 利用者登録申込書の内容に、虚偽があったとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 利用者登録から2年を経過したとき。

(5) 利用登録者が暴力団員等であると分かったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

2 前項第4号の規定により登録を抹消された者のうち、利用希望者については改めて利用者登録の申込みを行うことができる。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第10条 町長は、物件登録者と利用登録者との登録物件等に関する交渉及び売却、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 空き家・空き地バンクに登録されている個人情報の取扱いについては、周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年周防大島町条例第12号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。